

令和8年3月吉日

お客さま各位

高鍋信用金庫

### 当座勘定規定の一部改定について

平素より高鍋信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みの一環として、当座勘定規定を一部改定いたします。

今後も、お客様にご満足いただけるよう、より一層の商品・サービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

1. 改定日

令和8年4月1日

2. 改定対象

(1) 当座勘定規定（一般用）

（約束手形用法・為替手形用法・小切手用法）

3. 改定内容

(1) 令和8年3月31日をもって手形・小切手の発行を終了することを反映

(2) 令和8年9月30日を超えて振り出された手形・小切手の取扱いについて追加

4. 当座勘定規定の新旧対照表は、以下のとおりです。

改定前	改定後
第7条（手形・小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。  (略)	第7条（手形・小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>  (略)
第8条（手形・小切手用紙等） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払地とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。	第8条（手形小切手用紙等） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払地とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 <u>ただし、令和8年9月30日までに振り出して</u> <u>ください。</u>

改定前	改定後
<p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(略)</p> <p>(5) <u>手形用紙、小切手用紙</u>、払戻請求書の交付請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ令和8年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) 払戻請求書の交付請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>(略)</p>
<p>第17条（振出日、受取人記載もれのがた、小切手）</p> <p>(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載がないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p>(略)</p>
<p>第18条（線引小切手の取扱い）</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>第18条（線引小切手の取扱い）</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p> <p>(略)</p>

改定前	改定後
<p style="text-align: center;"><b>約束手形用法</b></p> <p>3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>約束手形用法</b></p> <p>3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p style="text-align: center;"><b>為替手形用法</b></p> <p>4. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>為替手形用法</b></p> <p>4. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p style="text-align: center;"><b>小切手用法</b></p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。<u>なお</u>、先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うこととなりますからご承知おきください。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>小切手用法</b></p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うこととなりますからご承知おきください。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

改定後の「当座勘定規定（一般用）」等は、改定日以降に当金庫ホームページの「預金規定のご案内」をご覧ください。

以上